

令和 7 年 10 月 10 日
東京都（23 区）

要緊急安全確認大規模建築物の報告命令

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、耐震診断結果の報告をしていない建築物の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途 ※ 1	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
						内容	実施時期	
ロサラーンド株式会社 代表取締役 伊部季顯	ロサ会館	豊島区 西池袋 1-37-12	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	令和 7 年 9 月 25 日	令和 8 年 3 月 31 日までに耐震診断の結果の報告を行うこと。	除却	未定	報告期限（令和 7 年 1 月 30 日）までに報告が行われず、再度命令を行った。

※ 1 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条）に定める用途（同施行令第 8 条第 1 項第 1 号から第 1 9 号）に該当する主な用途を記載している。